

## 令和8年度「びわ湖の日」環境啓発イベント実施業務委託仕様書

### 1 事業目的

琵琶湖の環境問題は多様化しており、環境保全のための活動は清掃活動のみならず多岐にわたることから、より多くの人（特に若年層(10～30歳代)の方)が琵琶湖を自分の生活のフィールドとして捉え、琵琶湖の環境を自分ごとと考え、自分にできる環境保全行動を見つけることが必要になっている。「びわ湖の日」をきっかけに、若年層（主に小学生およびその保護者）が琵琶湖の価値に気づき、琵琶湖に関わりたいと思い、将来的な環境保全行動の促進につながる環境啓発イベントを実施する。

#### 「びわ湖の日」とは

県民による石けん運動の盛り上がりなどを背景に昭和55年（1980年）7月1日、滋賀県は全国に先駆けて、琵琶湖の富栄養化の原因となる窒素、リンの排出規制等を定めた「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」（琵琶湖条例）を施行した。

その翌年、琵琶湖条例の施行1周年を記念して、7月1日を「びわ湖の日」とすることに決定した。「滋賀県環境基本条例」において、「びわ湖の日」は、環境保全についての理解と認識を深め、環境保全活動への参加意欲を高める日として定めている。

#### 「びわ活」とは

「びわ湖の日」（7月1日）から「世界湖沼の日」（8月27日）までを重点期間とした、琵琶湖を守る、琵琶湖と暮らす、琵琶湖と親しむといった琵琶湖と関わるさまざまな取組や活動をいう。（滋賀県「びわ活」掲載ページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/biwakatsu/about/index.html>）

### 2 契約期間

令和8年（2026年）5月1日（金）から令和8年（2026年）8月31日（月）

### 3 業務委託内容

「1 事業目的」を達成するために実施する「びわ湖の日」環境啓発イベント（以下「イベント」という。）について以下(1)～(10)の業務を委託する。

### 《「びわ湖の日」環境啓発イベント概要》

① 開催日

令和8年6月27日（土）・28日（日）の2日間

② 場所

ビバシティ彦根 1階センタープラザ・センターモール通路

③ 主な内容(想定)

・ステージ企画

ゲストによるステージやその他来場者を引きつけ滞在につながる企画など

・ブース運営

「びわ湖の日」の歴史や取組紹介、地元の環境保全活動の取組紹介などのPR  
琵琶湖をはじめとする環境の保全について興味関心を持てるワークショップ等

・クイズラリー

・来場者へのアンケート

④ 目標来場者数

2日間合計 2,000人

(1) イベントの企画について

- ・ 特に小学生およびその保護者が、琵琶湖の価値に気づき、琵琶湖と関わりたいと思い、将来的な環境保全行動の促進につながる内容であること。
- ・ 目標来場者数および来場者の滞在が見込めるイベントを企画・運営をすること。主な内容は、上記を想定しているが、より効果的な手法や内容を独自に提案することも認める。
- ・ ステージおよびブースへの出演者または出展者等との調整・対応については、原則として受託者が行うこと。
- ・ 本イベントの広報・PRについて、企画・提案すること。

(2) 会場について

- ・ ビバシティ彦根 1階センタープラザ・センターモール通路 で実施する。  
(詳細は未定であるため、後日実施する県および施設管理者との打合せに参加すること。)
- ・ イベント開催に係るステージ、ブース、その他必要な資機材の設営に係る設計図面等を作成すること。
- ・ 会場のステージ(音響等含む)、ブースおよびその他必要な資機材等の手配および設営等を行うこと。
- ・ 搬入・搬出は、施設管理者の指示に従うこと。
- ・ 会場、控室(1室)および下記の会場備品の使用料は見積に含めないものとする。  
なお、会場備品以外の備品に係る経費は、見積に含めること。

○会場備品

マイク・スピーカー 1セット(マイク1本、スピーカー4台)、舞台袖テント1張、三角コーン11本、カラーコーンバー10本、舞台用デジタルサイネージ1台、パーテーション8枚

(3) ステージ企画について

- ・ 本イベントの趣旨に沿ったステージ企画を各日2つ以上実施すること。
- ・ 司会を配置すること。
- ・ その他県が実施するステージ企画について調整すること。

(4) ブース運営について

- ・ 「びわ湖の日」の歴史や現在の取組等がわかるパネル等の展示スペースを設けること。なお、パネルの内容データについては県が用意する。
- ・ 琵琶湖をはじめとする環境の保全について興味関心を持てるワークショップ等を各日3つ程度実施すること。
- ・ ワークショップ等については、多くの来場者(1日200名程度を想定)が体験できる形式・内容であること。
- ・ 本業務のブースについては物品の販売は行わないこととする。
- ・ ブースには常に1人以上のスタッフを配置し、ブースでの体験活動の実施や啓発冊子の配付、アンケート協力の呼びかけや展示物の管理を行うこと。
- ・ その他県が実施するワークショップ等について調整すること。

(5) クイズラリー

- ・ 「びわ湖の日」や琵琶湖に関連し、イベントへの滞在につながるクイズラリーを実施すること。
- ・ クイズラリーの内容は県と調整し、選定すること。

(6) 保険の加入

- ・ イベントの実施に当たり発生した事故等に係る保険に加入しておくこと。

(7) アンケートの実施

- ・ 来場者へイベントに関するアンケートを実施すること。アンケートの内容は県と協議の上、決定する。

(8) その他

- ・ スタッフ等の運営マニュアルおよび進行台本等を作成すること。また、運営体制図を作成し、運営時の指揮系統を明確にしておくこと。
- ・ スタッフ等が連携し、円滑なイベント運営に必要と考えられる場合は、無線機等の連絡手段を手配すること。

## 別添

- ・ 会場内に本部を設置すること。本部内には、救急・救護等の初期対応に必要な装備品を手配しておくこと。
- ・ 来場者および参加者（出演者・出展者等）の安全確保を図ること。また、そのために必要と考えられる警備員等の手配・配置等も行うこと。
- ・ 混雑時には会場付近の通行の妨げとならないよう、交通整理を行うこと。
- ・ イベントの開催記録を残すため、開催状況が把握できるように写真を撮ること。
- ・ その他イベントの開催に当たって必要となる業務を全て包括して実施・対応すること。
- ・ 感染症の感染拡大や災害等により業務の実施が困難となる場合には、中止する業務の実施に必要な経費に相当する代替事業の提案、見積書の再提出を行い、県と協議の上、可能な限り実施することとする。  
ただし、代替事業についても必ず内容に「環境啓発」の要素が含まれるよう提案すること。
- ・ 代替事業を含め、事業を実施できなかった場合は、県と協議の上、当該事業にかかる費用を契約金額から減額する。
- ・ イベントの内容について、県と協議の上、決定すること。
- ・ 関連事業と必要な連携を行い、関係者と連絡調整を行うこと。

### (9) 実績報告書の提出

- ・ 業務完了後 20 日以内または令和 8 年 8 月 31 日（月）のいずれか早い日に、イベント参加者（一般県民、ブース出展事業者）数や参加者のイベントに対する評価等（アンケート結果）に関して「実績報告書」を県に提出すること。

### (10) 関係機関等との連絡・調整

- ・ 本委託業務のスムーズな進行に当たり、必要に応じて、県庁各課や市町、関係団体等との連絡・調整・協議を行うこと。

## 4 留意事項

### (1) 一般事項

- ・ 県は業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求められるものとする。
- ・ 受託者は、当該受託業務について業務責任者を置き、県との協議に出席させるものとする。また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うものとする。
- ・ 業務責任者については、本業務の終了まで主たる担当者として業務を行える者に限る。
- ・ 業務履行に際し、他の者の著作物を利用する場合は必ず許諾を得ること。著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、県に不利益が生じないよう、受

託者の責任と負担において一切の処理を行うこと。

- ・ 業務の遂行に当たっては、関係法令および適用基準等を遵守するものとする。
- ・ 採用された企画案でも、業務の目的達成のために協議の上内容の変更を行うことがある。
- ・ その他、当該事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので、この仕様にて定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ・ 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- ・ 受託者は、受託業務に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間これを保存するものとする。
- ・ 本事業は、国の地域環境保全基金を活用した事業のため、会計検査院の実地検査の対象となることがある。

## (2) 秘密保護・個人情報保護

- ・ 受託者は、滋賀県個人情報保護条例および個人情報保護法等の関係法令を遵守するものとする。
- ・ 委託業務の遂行上知り得た秘密や個人情報を他に漏らし、または、その他の目的に利用してはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。  
また、成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- ・ 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。

## (3) 再委託

- ・ 受託者は当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、受託者は、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（再委託）ができる。
- ・ 当該業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提示し、承認を得ること。ただし、業務責任者の再委託は認めない。
- ・ 県は受託者に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。
- ・ 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。